

会員規則

- 第1条 この規則は、一般財団法人花山宇宙文化財団定款第40条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。
- 第2条 会の名称は、京都花山天文台の将来を考える会（以下本会という。）とする。
- 第3条 本会は、一般財団法人花山宇宙文化財団の様々な事業を支援することを目的とし、具体的には、将来構想の策定支援、花山天文台における見学会・観望会支援、講演会や会員親睦会などの開催を行う。
- 第4条 会員とは、前項の目的に賛同してこの規則を承諾し、事務局の承認を受けた上で、会費を納入する者をいう。当会の会員は、次の4種とする。
- (1) 一般会員：当会の目的に賛同して入会する個人
 - (2) 賛助会員：当会の目的に賛同して、当会を支援する個人
 - (3) 法人賛助会員：当会の目的に賛同して、当会を支援する法人
 - (4) 名誉会員：当会の目的に賛同して、当会に特別な支援をいただいた個人及び団体
- 第5条 年会費は、一般会員一口3,000円以上、賛助会員一口30,000円以上、法人賛助会員一口50,000円以上とする。名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 2 納入された年会費は返金しない。
 - 3 年会費の有効期限は入会から翌年の3月31日までとし、有効期限の3か月前から3か月後まで更新を受け付ける。
 - 4 年度途中の入会者に対しては、当該年度の会報を送付する。
- 第6条 会員は別紙に定める特典を有する。
- 第7条 一般財団法人花山宇宙文化財団の会計年度終了後 3ヶ月を目処に会員総会を開き、事業報告を行う。
- 第8条 会員は、郵便物送付先等登録情報に変更が生じた場合には、すみやかに事務局に届け出る。
- 第9条 会員は、申告によりいつでも退会できる。また会費の有効期限が過ぎた場合は退会したものとみなす。
- 第10条 この規則の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。
- 第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。
- 2 規則を変更する場合は、更新時に会員に通知する。

附則 この規則は令和6年4月1日から施行する。

制定 平成31年4月17日 理事会

改定 令和6年3月28日 理事会